資料３－１

入国者の輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の見直し

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

制度の概要

- 入国者が携帯等して輸入する貨物（携帯品等）に対する簡易税率は、入国者が税率を容易に知り得ることとすることにより、**入国者に対する税関手続の簡素化及び迅速化を図る**ことを目的として、昭和42年に創設（加熱式たばこの簡易税率は令和5年度に新設）。
- 簡易税率は、**関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合して算出した税率**が設けられており、**免税範囲**（例：酒類３本、加熱式たばこ個装等10個等）**を超える数量の携帯品等に適用**。ただし、入国者が携帯品等の全部について簡易税率によることを希望しない旨を申し出た場合や特定の貨物に対しては適用されない。

○簡易税率（関税定率法第３条の２第１項、別表付表第１）

品名		税率（※）
1　アルコール飲料	（１）蒸留酒（焼酎等） （２）その他のもの（ワイン等）	３００円／ℓ ２００円／ℓ
2　加熱式たばこ	（１）葉たばこスティック （２）葉たばこカプセル等	１５円／本 ５０円／個
3　その他の物品		１５％

○簡易税率が適用されない貨物（関税定率法第３条の２第２項及び同法施行令第１条の２）

① 関税が免除又は無税とされる貨物
② 関税法第10章の犯罪に係る貨物
③ 商業量に達する数量（旅具通関の対象範囲を超える）の貨物（課税価格が10万円以下のものを除く。）
④ 米、こんにゃく芋等の高関税の貨物
⑤ １個又は１組の課税価格が10万円を超える貨物

（※）関税無税の酒類の一部及び紙巻たばこについては、租税特別措置法等基づき特例税率が設定。 例：ビール200円/ℓ、紙巻たばこ 15円/本

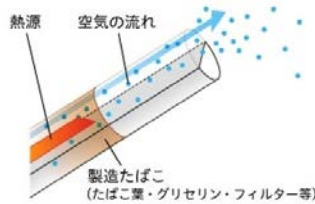
加熱式たばこに係る簡易税率の水準①

加熱式たばこの概要

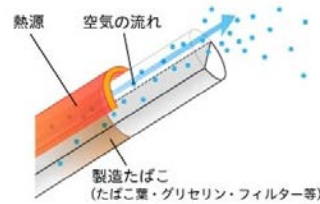
- 葉たばこ等（製造たばこ）を燃焼せずに、加熱により発生するたばこ由来成分を含む蒸気を吸引するもの。葉たばこ等を直接加熱する①スティック型と②それ以外のものが存在する。
- 加熱式たばこ等の種別について、関税定率法別表の付表第１に次のとおり規定。
  - **・葉たばこスティック**：葉たばこを原料の全部又は一部としたものを含有するもの（紙等で巻いたものに限る。）
  - **・葉たばこカプセル**：葉たばこを原料の全部又は一部としたものをカプセル入りにしたもの
  - **・充塡グリセリン等**：加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリン等が充塡されたもの

①スティック型（高温加熱方式）

内部加熱型：葉たばこスティックの内部にヒーターを差込み加熱するタイプ

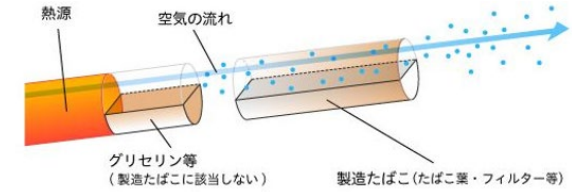


外部加熱型：葉たばこスティックの周囲から加熱するタイプ



②スティック型以外（低温加熱方式）

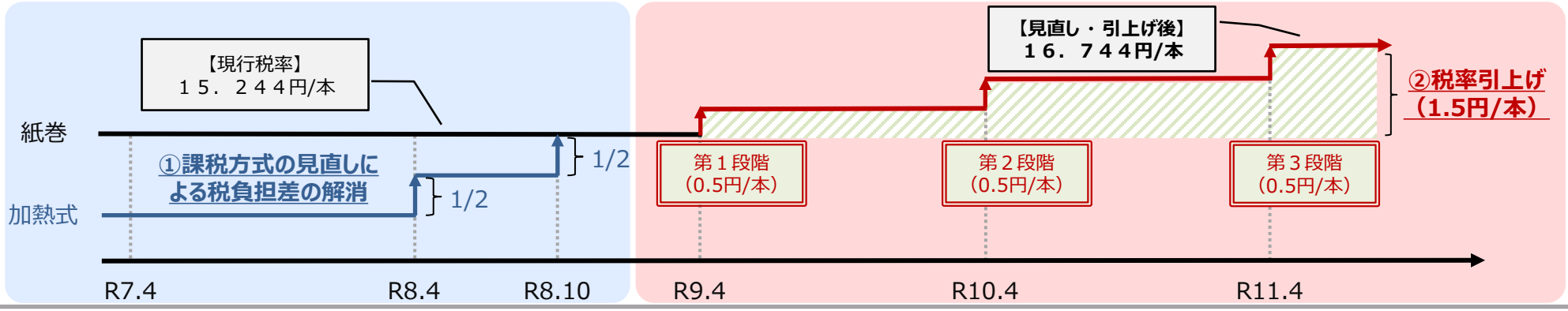
充塡グリセリン等を加熱し、蒸気を葉たばこカプセルに通過させるタイプ



〈出所:(一社)日本たばこ協会〉

背景

- 令和７年度税制改正において、防衛力強化に係る財源確保のためとして、**①加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し**（紙巻たばこと同等の税負担化）及び**②たばこ税の税率の段階的な引上げ**のための制度改正が行われている。



加熱式たばこに係る簡易税率の水準②

検討

- 加熱式たばこの簡易税率は、入国者が携帯品等として実際に輸入する加熱式たばこの価格等の実態調査を行った上で、実際に適用される関税率、たばこ税率及び消費税率により算出された税額を元に水準を設定。
- 今般、加熱式たばこに係る簡易税率を新設した際と同様に、実際に携帯品等として輸入された品目の実態調査を行い、**①加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式見直し**及び②**たばこ税の税率の引上げ（第１段階）**を踏まえて簡易税率の水準を再計算すると以下のとおり。

① **葉たばこスティック:18円/本（現行＋３円）**

② **葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（セットにして小売用の包装にしたもの）：52円／個（現行＋２円）**

③ **充塡グリセリン等（小売用の包装にしたもの）：131円／個（現行＋81円）**

（※）葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（上記②及び③）については、実態調査において携帯品等による輸入が確認されなかったことから、国内で販売されている加熱式たばこの小売定価等から逆算して税額を算出。

改正の方向性

- 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し及びたばこ税の税率の引上げ（第１段階）の双方を踏まえた、見直し後の簡易税率の水準は、次表のとおりとすることが適当ではないか。

種別	簡易税率
葉たばこスティック	**18円/本**
葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（セットにして小売用の包装にしたもの）	**52円/個**
充塡グリセリン等（小売用の包装にしたもの）	**131円/個**

（※）令和10年４月以降（第２段階以降）のたばこ税の税率の引上げに伴う、加熱式たばこに係る簡易税率の水準については、同月施行の課税価格決定の特例の廃止を見据えつつ、より実態を踏まえた適切な税率水準となるよう、改めて税率の水準を検討する。